

管内概況

【管轄区域】 墨田区・葛飾区

管轄区域は東京都の東部に位置し、北は埼玉県、東は千葉県に隣接しています。

墨田区：墨堤の桜、隅田川花火大会や国技館の相撲など江戸時代からの文化が色濃く残る地域。平成24年5月の東京スカイツリー開業により新しい街並みが生まれている。

葛飾区：個人商店の多い商店街や小規模な工場など職住近接型地域であり、人情味あふれる下町は観光資源としても着目されている。

【管内適用事業場数】

管内の適用事業場は 30,495 事業場で、289,955 人の労働者が就労しています。＊令和3年経済センサス活動調査

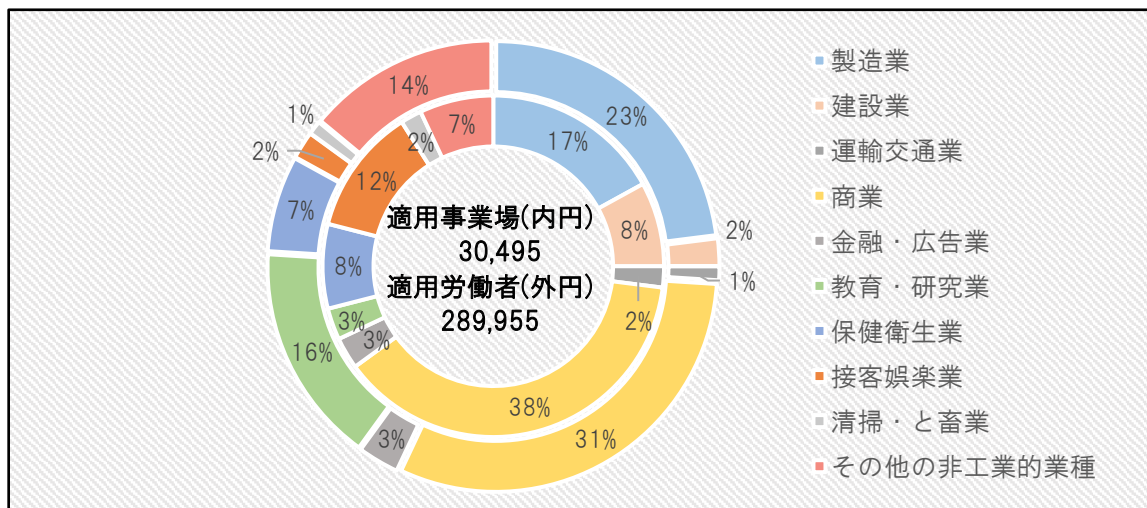
【主な産業】

第三次産業が7割以上を占めるが、豊かな水資源を生かした工業地域として発展してきたため、東京都の中では製造業比率が高く、1位は金属製品製造業。玩具・事務用品等の「その他の製造業」が第3位であるのが特色。多様な業種があり研究開発や試作品への対応に強みがある。下請や軽工業を営む小規模事業場は高齢化や事業承継困難等のため昭和50年代をピークに減少傾向だが、両区の認定制度によるブランド化を進めている。



隅田川から望む東京スカイツリー（墨田区）

管内の適用事業場・適用労働者の割合



令和8年度の重点対策の具体的内容

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超える長時間労働を行っている、あるいはそのような疑いのある事業場に対して、積極的に監督指導を行います。

また、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、優先的に監督指導を実施します。

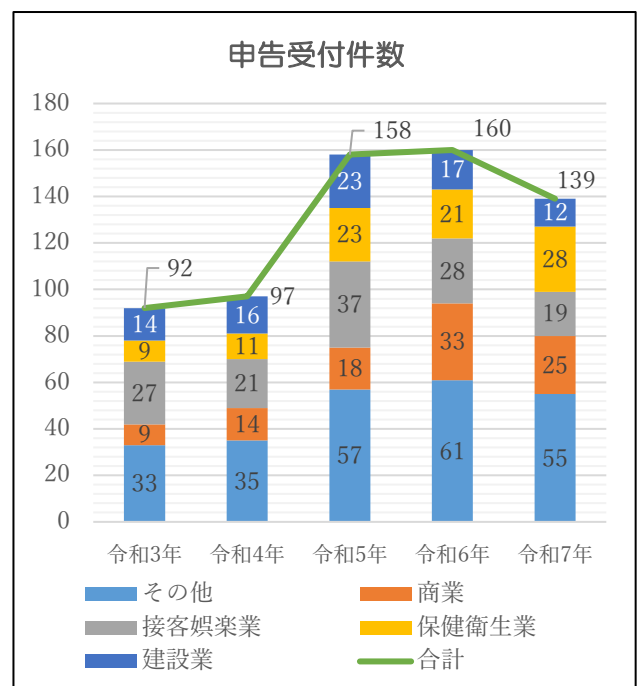
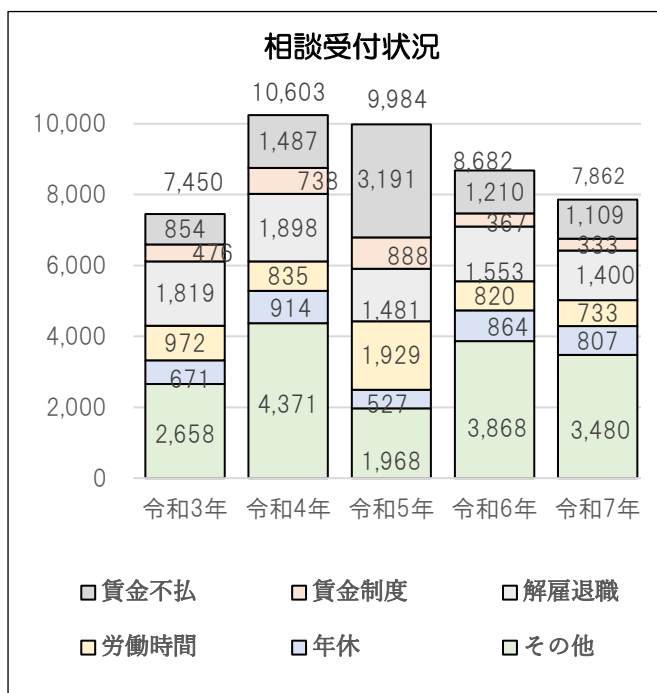
2 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

中小企業において労働時間関係の法違反が認められた場合、労働時間相談・支援班又は働き方改革推進支援センターの利用勧奨等を通じて、法違反の解消に向けた丁寧な助言、指導を行います。令和6年4月から時間外労働上限規制が適用された建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保健業を対象として、ハローワーク等と連携した労働時間管理等講習会を毎月開催します。

3 最低賃金の履行確保、賃金の引上げ等に向けた環境整備等

最低賃金の履行は、労働者の生活の安定をもたらし、ひいては国民経済の健全な発展に寄与するものであることから、最低賃金制度の周知を徹底するとともに、各種情報により遵法状況に問題が疑われる事業場に対して積極的に監督指導を実施します。

また、業務改善助成金等の助成金制度や中小企業に対する各種支援策を周知広報することにより、賃金引上げに向けた支援を行ないます。



4 労働者の安全と健康の確保対策の推進

(1) 第14次東京労働局労働災害防止計画を基本とする建設業、陸上貨物運送業、第三次産業をはじめとした労働災害防止対策の推進

管内の災害発生状況や業種ごとの問題点を把握したうえで、個々の事業場の安全衛生水準の引き上げに向けた取組を行うとともに、各種団体に対し指導を行い、業種や団体単位での安全衛生水準の向上を図ります。

また、災害発生比率の高い小売業、社会福祉施設を重点に、転倒や腰痛などの作業行動に起因する災害の防止対策、高年齢者の労働災害防止のための指針や職場における腰痛予防対策指針に基づく取組について周知指導を実施します。

(2) 過重労働による健康障害防止対策の徹底とメンタルヘルス対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導、メンタルヘルス対策等の実施の徹底を図るため、監督・個別指導、集団指導等のあらゆる機会において周知指導を実施します。

また、十分な取組が行われていない事業場等に対しては、東京産業保健総合支援センターまたは東京東部地域産業保健センターの利用勧奨を行います。

(3) 化学物質による健康障害防止、石綿ばく露防止対策の推進

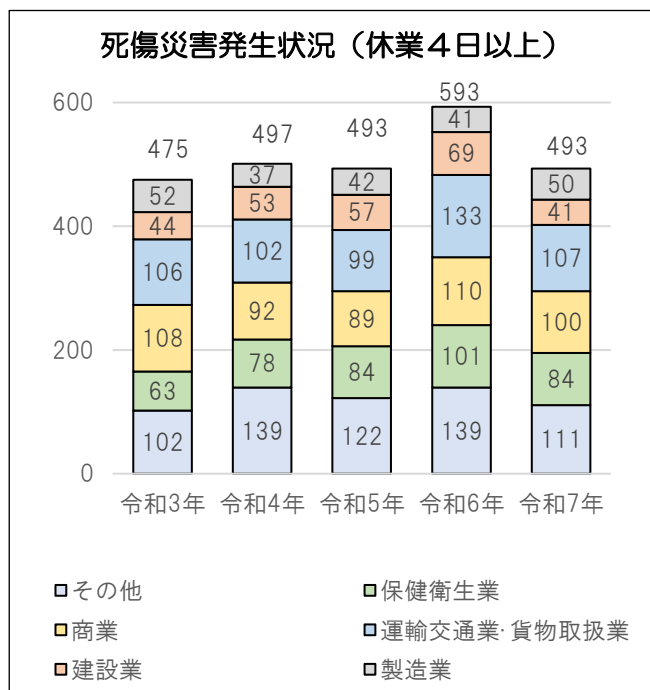
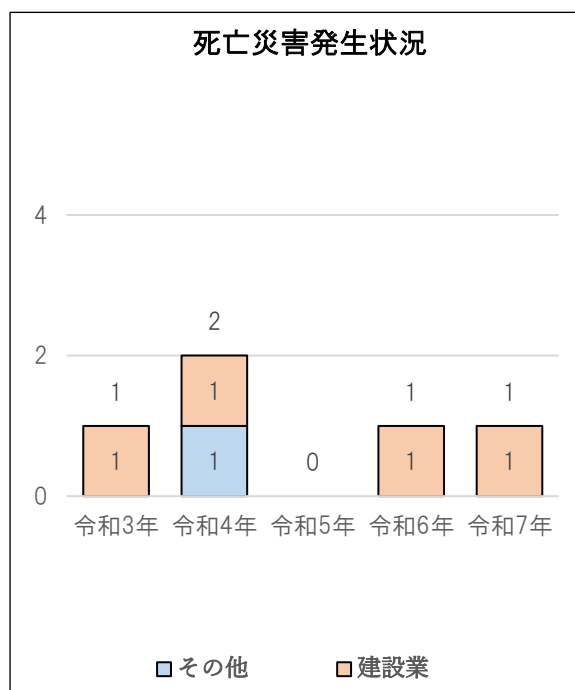
新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の内容の周知指導を実施します。

また、安全データシート(SDS)の入手、リスクアセスメントの確実な実施等の指導を行います。

監督・個別指導、集団指導等において改正石綿障害予防規則を踏まえた周知指導を行うとともに、地方自治体と情報の共有及び連携を図り、合同パトロール等を実施します。

(4) 安全衛生管理体制整備対策及び定期健康診断結果報告提出率向上対策

安全衛生管理体制整備対策は、集団指導等における周知、未選任事業場に対する督促指導等を行い、また、産業医未選任事業場に対して、衛生管理体制の確立等について指導を行います。



管内の労働災害発生状況

令和7年の死亡災害は1人(前年同数)、死傷災害は493人で前年比16.9%減となりましたが、製造業で21.9%増(41人→50人)と増加しています。

5 迅速・公正な労災補償の実施

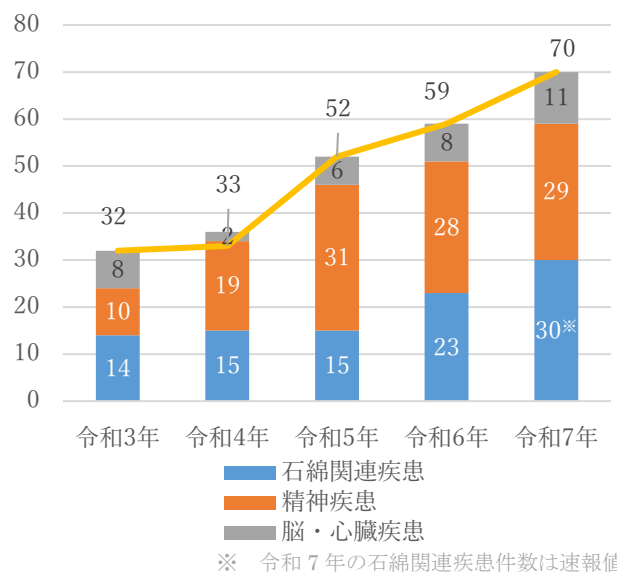
労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより、セーフティーネットとしての役割を果たしています。

また、労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図っています。

今年度は

- ・労災保険給付等の迅速・公正な事務処理の徹底
- ・過労死等請求事案に係る的確な労災認定
- ・石綿関連疾患請求事案に係る的確な労災認定に取り組みます。

業務上疾病請求件数の推移



向島労働基準監督署の組織と主な業務

【方面】03-5630-1031

- ・監督指導、司法事件捜査
- ・賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する相談・申告
- ・就業規則、36 協定届等の届出の受理
- ・宿日直、解雇予告除外認定等の許可・認定

【安全衛生課】03-5630-1032

- ・労働災害防止、職業性疾病防止の指導
- ・工事計画、機械設置等の届出受理・審査
- ・ボイラー、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告、健康診断結果報告、安全・衛生管理者選任報告等の届出の受理

【総合労働相談コーナー】03-5630-1043

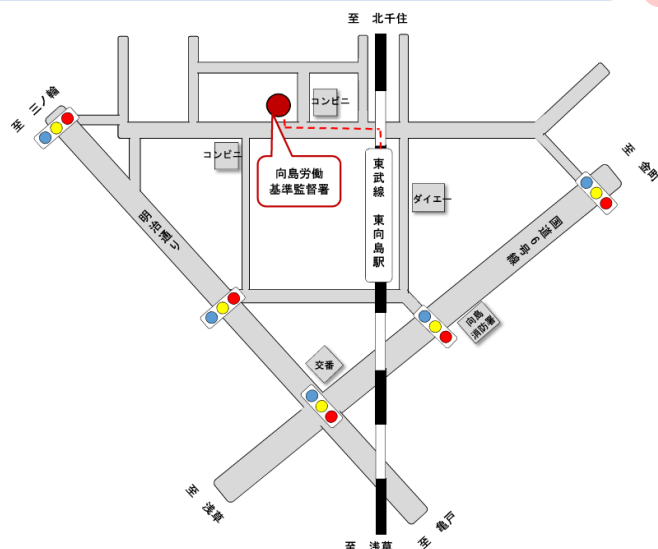
- ・総合労働相談、個別労働関係紛争の解決促進

【業務課】

- ・総務、会計
- ・庁舎管理、文書管理

【労災課】03-5630-1033

- ・労災保険給付（療養・休業・障害・遺族等）
- ・労働保険関係成立の届出の受理、労働保険料の徴収



向島労働基準監督署

〒131-0032

東京都墨田区東向島 4-33-13

東武スカイツリーライン東向島駅から徒歩1分

※ 窓口取扱時間は8:30～17:15

（土日祝祭日等は閉庁）です。

（令和8年4月）